

観光地魅力アップ整備事業補助金実施要領

1 目的

この要領は、観光地の魅力向上を図るため、観光地魅力アップ整備事業補助金交付要綱（令和4年3月31日付け観企第857号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、「観光地魅力アップ整備事業」の実施に関して必要な細目等を定めるものとする。

2 事業の実施内容等

(1) 趣旨

ア 要綱第1条に定める「観光関連施設等」とは、要綱第1条別表1に定めるものに加え、次のいずれの条件も満たすものをいい、施設等ごとの留意事項については別表1のとおりとする。

- ① 主に観光客が利用することを前提として整備する常設の施設等であること。
- ② 原則として、観光客が常に利用することが可能であること。原則に寄りがたい場合は、少なくとも週休日や祝日、春休みや夏休みなどの長期休暇といった、観光客の利用が多いことが見込まれる期間は常に利用することが可能であること。
- ③ 原則として、観光客が無料で利用できるものであること。
ただし、当該施設等が有料区域内に設置されている場合は除く。
- ④ 要綱第3条第1項第1号に定める事業により整備する施設等にあつては、規則第5条第1項第5号の規定を踏まえ、当補助金の目的に反しない範囲において、当該施設等の維持管理に充てることを目的とすることが、条例や規則等で明確である場合に限り、利用料金を徴収することを認めるものとするが、その収支等が特別会計等で区分されること。

イ 要綱第1条別表2ウに定める「災害等」とは、別途県が定める災害等をいうものであること。

(2) 事業の実施主体

要綱第2条第1項第2号に定める「知事が特に認める者」とは、その活動の目的が当補助金の目的に合致しており、継続的な事業の実施が見込まれる者をいう。

(3) 補助対象事業

要綱第3条に定める補助対象事業の実施にあたっては、以下の内容に留意すること。

- ① 施設等の整備にあたっては、整備地周辺における住民等の理解を得るとともに、各種法令に定める土地の利用や建物の建築等に関する条件を満たすこと。
- ② 施設等の構造や材料等については、要綱第12条に定める耐用年数を踏まえるとともに、維持管理や費用対効果に可能な限り配慮したものとすること。
- ③ 誰もが安心して千葉県観光を楽しめるよう、可能な限り、ユニバーサルツーリズムの視点に配慮したものとすること。
- ④ 整備した施設等については、観光客が利用しやすいよう、観光案内用のホームページやパンフレットへの掲載、誘導用看板の設置等、広く周知すること。

(4) 補助対象経費及び補助率、補助上限額

要綱第4条別表3アに定める補助対象経費の範囲は、施設等の整備事業の実施に要する費用のうち、当該施設等を利用する上で必要な部分の施工に係る費用をいう。

ただし、改修及び大規模修繕の場合は、当該改修及び大規模修繕に係る既存施設等の撤去に要する費用も補助対象経費の範囲内とする。

また、要綱第4条別表3イに定める補助対象経費の範囲は、前段の内容を準用する。

(5) 交付の条件

要綱第6条第1項に定める「軽微な変更」とは、補助対象とした事業の目的や効果等に支障をきたさない変更であって、補助金の額の変動を伴わないものをいう。

(6) 実績報告

要綱第6条第4項及び第9条に定める「事業完了の日」とは、実施主体が市町村の場合は完了検査合格日、実施主体が要綱第2条第1項第2号に定める者の場合は、市町村が補助金の支払いを完了した日をいう。

(別表1) 施設の留意事項

名 称	留意事項
公衆トイレ	<ul style="list-style-type: none">・新設する場合は、原則、バリアフリートイレを整備すること。・既存のトイレを改修する場合、バリアフリートイレとするよう配慮すること。・女性用の便器数を男性用よりも多くする等、女性の利用特性について配慮すること。・非接触設備を導入する等、衛生面について配慮すること。・洋式便器での整備を基本とすること。 ただし、和式便器を整備する特段の理由がある場合にはその限りでない。
駐車場	<ul style="list-style-type: none">・特定施設の利用者のみが利用可能なものではないこと。・整備箇所における想定利用台数が駐車できるものであること。・駐車場内の安全確保に配慮すること。・駐車場法及び駐車場法施行令に定める技術的基準に配慮し、整備すること。・自転車用駐輪設備は、工事により設置された固定的なものであること。・施設機能の強化に資するものとは、身体障害者用の設備等、施設機能の強化に必要な付帯的設備であること。
観光案内板	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り外国人観光客に案内することも想定して整備すること。・観光地や施設等の個別説明を掲載する場合は、板面の1/3以内に留めること。
観光案内所	<ul style="list-style-type: none">・観光ガイド等を行う人員を配置することを前提としたものであること。
照射設備	<ul style="list-style-type: none">・当該設備による照射が観光客の誘引に資することが客観的に認められるものであること。
サイクルステーション	<ul style="list-style-type: none">・太平洋岸自転車道や2以上の市町村にまたがるサイクルコース等の広域的なサイクルルートに設置されるもので、サイクリストが気軽に立ち寄り、休憩を行える施設であること。・既存のサイクルステーションから概ね10km程度の距離があること。

・原則、以下の機能を備えた施設であること

⇒a) トイレが利用できること

b) 空気入れの貸出しをしていること

c) 水分補給(自販機・飲料水の提供)が可能であること

d) 休憩スペース・設備(屋根付きのテーブル・椅子)があること

e) 駐輪設備が設置されていること

f) 必要な情報(ルートマップ、宿泊施設、休憩施設、見所、食事、緊急サポート)が入手可能なこと

※補助対象となる具体的な設備等の例(備品は除く)

駐輪設備(固定式)、雨よけの設置、ベンチ・テーブル(固定式)、更衣室、自転車組立スペースや休憩スペース用の区画、手荷物用ロッカー等